

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）①

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

【共同利用・共同研究拠点】

①申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。（規程第2条第1項第1号関連）

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

②申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。（規程第3条第1項第1号、第4項2号及び3号関連）

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・ 競争的資金の採択状況
 - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
 - ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
 - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して中核的な研究施設であると認められるか。また、拠点ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか（例えば、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないかなど）。
- ネットワーク型拠点の場合、複数の研究施設による研究ネットワークの形成を通じた共通の課題等（以下「ネットワーク共通課題」という。）に関する共同利用・共同研究を一体に推進することで、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 異なる分野の研究を目的とする複数の研究施設により構成されるネットワーク型拠点の場合、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合が図られ、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 当該分野における各拠点の特徴
 - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
 - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
 - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
 - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）②

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

③共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えているか。（規程第3条第1項第2号関連）

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数等）。

④共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、この委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

（規程第3条第1項第3号関連）

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか（例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか）。
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか（例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど）。

⑤共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。（規程第3条第1項第4号関連）

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）③

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

⑥共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第1項第5号、第4項第1号関連）

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等、参加する関連研究者の利便性向上等の環境整備等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設（中核施設）が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

⑦全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。（規程第3条第1項第6号関連）

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、学会誌での情報提供等により、広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
 - ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
 - ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
 - ・ 申請施設における研究の成果
 - ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容等
- ネットワーク型拠点の場合、例えば、参加窓口のワンストップ化や関連コミュニティから広く参加しやすいような情報の提供等が行われているか。

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（共同利用・共同研究拠点）④

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

⑧共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。（規程第3条第1項第7号及び8号関連）

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか（例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組など）。

⑨各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 国際化へどのように貢献していくのか（国際化へ向けた体制の強化や国際公募の状況等）。
- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業等との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。
- 大学として拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。

⑩研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、これまでの事前防止（倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等）、事後処理（課題が発生した場合の対応状況等）及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

⑪以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における中核的な拠点として認められるか。（学校教育法施行規則第143条の3第2項関連）

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性があるか。

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）①

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

【国際共同利用・共同研究拠点】

①申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。（規程第2条第1項第1号関連）

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

②申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。（規程第3条第2項第1号、第4項2号及び3号関連）

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・ 競争的資金の採択状況
 - ・ 卓越した研究者やリーダーの存在
 - ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
 - ・ 申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況 等
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して国際的に中核的な研究施設であると認められるか。また、拠点ネットワーク全体として国際的に中核的な研究施設であると認められるか（例えば、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないかなど）。
- ネットワーク型拠点の場合、複数の研究施設による研究ネットワークの形成を通じた共通の課題等（以下「ネットワーク共通課題」という。）に関する国際的な共同利用・共同研究を一体に推進することで、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 異なる分野の研究を目的とする複数の研究施設により構成されるネットワーク型拠点の場合、ネットワーク共通課題に関する国際的な共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合が図られ、それぞれの研究施設の拠点としての機能が強化されることが見込まれるか。
- 同一分野に複数の拠点が想定される場合、以下の点に留意し、それぞれの申請施設が国際的に中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・ 当該分野における各拠点の特徴
 - ・ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
 - ・ 当該分野における拠点分散の必要性及び地域性
 - ・ 各拠点における研究者の集積の見込み
 - ・ 各拠点に対する研究者コミュニティの支持の状況 等

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）②

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

③共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものであるか。

（規程第3条第2項第2号関連）

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等の仕様、稼働状況、利用状況等に鑑み、当該研究分野における国際的な水準に照らして、質の高いものであるか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか（利用者数、利用数、アクセス数等）。うち海外の研究機関に在籍する研究者（以下「海外研究者」という。）にどの程度利用されているか。

④共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

（規程第3条第2項第3号関連）

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか（例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、世界中の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか）。
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか（例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど）。

⑤当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第2項第4号関連）

- 申請施設の実情を踏まえ、例えば、海外研究者をアドバイザーや外部評価委員、運営委員会等の委員に任命するなど、当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制が整備されているか

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）③

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

⑥共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。（規程第3条第2項第5号関連）

- 関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者が2分の1以上であり、かつ、研究者コミュニティの意向や国内外の研究分野の動向等を適切に反映できる人数・構成となっているか。
- 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法が具体的に構想されているか。
- 国際公募を行っているか。課題等の採択に当たり、国内の関連研究者と海外研究者との間の適切なバランスに配慮しているか。

⑦共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第2項第6号、第4項第1号関連）

- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。外国人研究者のため、英語による職務遂行が可能な職員等が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等、参加する関連研究者の利便性向上等の環境整備等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設（中核施設）が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）④

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

⑧国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っているか。（規程第3条第2項第7号関連）

- 下記のような情報について、例えば、ホームページやメーリングリスト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、学会誌での情報提供等により、国内外の研究者へ広く情報提供を行う具体的方策が定まっているか。
 - ・ 共同利用・共同研究への参加の方法（課題の公募要領、施設の利用要領・利用資格等）
 - ・ 共同利用・共同研究において利用可能な施設、設備及び資料等の状況
 - ・ 申請施設における研究の成果
 - ・ その他共同利用・共同研究に参加する際に得られる支援の内容 等
- ネットワーク型拠点の場合、例えば、参加窓口のワンストップ化や関連コミュニティから広く参加しやすいような情報の提供等が行われているか。

⑨共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、国内外の多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。（規程第3条第2項第8号及び9号関連）

- これまでの共同利用・共同研究の実績（共同研究者数うち海外研究者数）はどの程度か。
- 対象となる研究者コミュニティが明確にされており、当該拠点が研究者コミュニティにとって必要不可欠であり、当該研究分野の発展に寄与するものか。また、当該拠点と研究者コミュニティが円滑かつ良好な関係を構築できているか。
- 研究者コミュニティの規模や当該拠点の規模等を考慮して、国内外から多数の関連研究者の参加が見込まれるか。
- 構想されている共同利用・共同研究の内容は関連研究者の要望を十分反映したものとなっているか。
- 国内外から多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか（例えば、「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組など）。

⑩将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。（規程第3条第2項第10号関連）

- 若手研究者の自立支援や登用を進め、研究に取り組みやすい環境を整備しているか。
- 国際的な研究ネットワークのアククとなる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。
- 国内外の大学院生を申請施設で受入れ、共同利用・共同研究に参加させるなど大学院生の教育に積極的に関与しているか。
- 若手研究者の育成の取組に対し、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に得られる見込みがあるか。

新規認定に係る審議に当たっての主な観点（国際共同利用・共同研究拠点）⑤

国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の令和7年度からの新規認定に関する要項より

※下線部分については、国際共同利用・共同研究拠点のみに記載の観点

⑪各国立大学の特色・強みとしての国立大学の機能強化への貢献

- 若手・女性・海外研究者の人材育成及び博士課程学生の教育にどのように貢献していくのか。
- 企業等との連携等によるイノベーションの創出にどのように貢献していくのか。
- 地域の中核拠点として社会・地域の活性化等にどのように貢献していくのか。
- 年俸制やクロスアポイントメント制度の導入等により人材の流動化にどのように貢献していくのか。
- 大学として拠点をどのように位置付け、今後どのように評価し、発展させていくのか。

⑫研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用等に係る事前防止、事後処理及び再発防止への対応状況

- 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に当たって、これまでの事前防止（倫理教育の実施状況を含む必要な体制整備の状況等）、事後処理（課題が発生した場合の対応状況等）及び適切な再発防止策の策定への対応が適切に対応されていたか、また、十分な体制整備等が図られているか。

⑬以上のような観点を総合的に考慮して、当該分野における国際的に中核的な拠点として認められるか。（学校教育法施行規則第143条の3第2項関連）

- 拠点の形成により、当該学問分野の発展にどのように寄与するか。
- 内外の研究動向や国の学術研究全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、国際的な拠点形成の必要性があるか。

分野について①

- 令和7年度からの新規認定及び第4期中期目標期間における中間評価に係る審査は、下記6つの専門委員会において審議を行った。
- なお、どの分野で審査を受けるかについては、各申請施設が選択することとした。

理工学系（大型設備利用型）

中間評価：14拠点、新規申請：3拠点

<中間評価 14拠点>

■ 東北大学(電子光理学研究センター)、■ 筑波大学(計算科学研究センター)、■ 東京大学(素粒子物理国際研究センター)、■ 東京大学(物性研究所)、■ 京都大学(複合原子力科学研究所)、■ 京都大学(生存圏研究所)、■ 大阪大学(レーザー科学研究所)、■ 広島大学(放射光科学研究センター)、■ 高知大学(海洋コア国際研究所)、■ 九州大学(応用力学研究所)、■ 佐賀大学(海洋エネルギー研究所)、■ 東京大学中核(学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点(ネットワーク型))、■ 東北大学(金属材料研究所)※、■ 東京大学(宇宙線研究所)※

<新規認定審査 3拠点>

理工学系（共同研究型）

中間評価：23拠点、新規申請：3拠点

<中間評価 23拠点>

■ 北海道大学(低温科学研究所)、■ 東北大学(電気通信研究所)、■ 東北大学(流体科学研究所)、■ 千葉大学(環境リモートセンシング研究センター)、■ 東京大学(空間情報科学研究センター)、■ 東京大学(地震研究所)、■ 東京科学大学(総合研究院フロンティア材料研究所)、■ 金沢大学(環日本海域環境研究センター)、■ 名古屋大学(宇宙地球環境研究所)、■ 名古屋大学(未来材料・システム研究所)、■ 京都大学(エネルギー理工学研究所)、■ 京都大学(基礎物理学研究所)、■ 京都大学(防災研究所)、■ 大阪大学(接合科学研究所)、■ 岡山大学(惑星物質研究所)、■ 愛媛大学(地球深部ダイナミクス研究センター)、■ 九州大学(マス・フォア・インダストリ研究所)、■ 熊本大学・富山大学(先進軽金属材料国際研究機構)、■ 大阪大学中核(物質・デバイス領域共同研究拠点(ネットワーク型))、■ 北海道大学中核(触媒科学計測共同研究拠点(ネットワーク型))、■ 京都大学(数理解析研究所)※、■ 京都大学(化学研究所)※、■ 大阪大学(核物理研究センター)※

<新規認定審査 3拠点うち、2拠点が令和7年度から新規認定>

■ 京都大学(理論物理学国際研究拠点)※、■ 名古屋大学(宇宙地球環境研究拠点)※

※は国際共同利用・共同研究拠点、青字は令和7年度から新規認定された拠点

医学・生物学系（医学系）

中間評価：18拠点、新規申請：3拠点

<中間評価 18拠点>

■北海道大学(遺伝子病制御研究所)、■北海道大学(人獣共通感染症国際共同研究所)、■東北大学(加齢医学研究所)、■群馬大学(生体調節研究所)、■千葉大学(真菌医学研究センター)、■東京科学大学(総合研究院難治疾患研究所)、■新潟大学(脳研究所)、■金沢大学(がん進展制御研究所)、■京都大学(医生物学研究所)、■大阪大学(微生物病研究所)、■徳島大学(先端酵素学研究所)、■愛媛大学(プロテオサイエンスセンター)、■九州大学(生体防御医学研究所)、■長崎大学(高度感染症研究センター)、■長崎大学(熱帯医学研究所)、■熊本大学(発生医学の共同研究拠点)、■広島大学中核(放射線災害・医科学研究拠点(ネットワーク型))、■東京大学(医科学研究所)※

<新規認定審査 3拠点>

医学・生物学系（生物学系）

中間評価：11拠点、新規申請：4拠点

<中間評価 11拠点>

■帯広畜産大学(原虫病研究センター)、■筑波大学(つくば機能植物イノベーション研究センター)、■東京大学(大気海洋研究所)、■京都大学(生態学研究センター)、■京都大学(野生動物研究センター)、■大阪大学(蛋白質研究所)、■鳥取大学(乾燥地研究センター)、■岡山大学(資源植物科学研究所)、■愛媛大学(沿岸環境科学研究センター)、■琉球大学(熱帯生物圏研究センター)、■名古屋大学・岐阜大学中核(糖鎖生命科学連携ネットワーク型拠点(ネットワーク型))

<新規認定審査 4拠点>

人文・社会科学系

中間評価：7拠点、新規申請：2拠点

<中間評価 7拠点>

■北海道大学(スラブ・ユーラシア研究センター)、■東京大学(史料編纂所)、■東京外国語大学(アジア・アフリカ言語文化研究所)、■一橋大学(経済研究所)、■京都大学(経済研究所)、■京都大学(人文科学研究所)、■大阪大学(社会経済研究所)

<新規申請 2拠点>

異分野融合系

中間評価：5拠点、新規申請：4拠点

<中間評価 5拠点>

■筑波大学(ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター)、■名古屋大学(低温プラズマ科学研究センター)、■京都大学(東南アジア地域研究研究所)、■東京科学大学中核(生体医歯工学共同研究拠点(ネットワーク型))、■筑波大学中核(放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点)

<新規申請 4拠点>

公私立大学における共同利用・共同研究拠点

令和6年度実施期末評価：10拠点、令和6年度実施中間評価：4拠点、新規申請：3拠点

<期末評価 10拠点>

■会津大学(宇宙情報科学研究センター)、■大阪公立大学(数学研究所)、■和歌山県立医科大学(みらい医療推進センター)、■東京農業大学(生物資源ゲノム解析センター)、■法政大学(野上記念法政大学能楽研究所)、■東京工芸大学(風工学研究センター)、■立命館大学(アート・リサーチセンター)※、■京都芸術大学(舞台芸術研究センター)、■大阪商業大学(JGSS 研究センター)、■関西大学(ソシオネットワーク戦略研究機構)

<中間評価 4拠点>

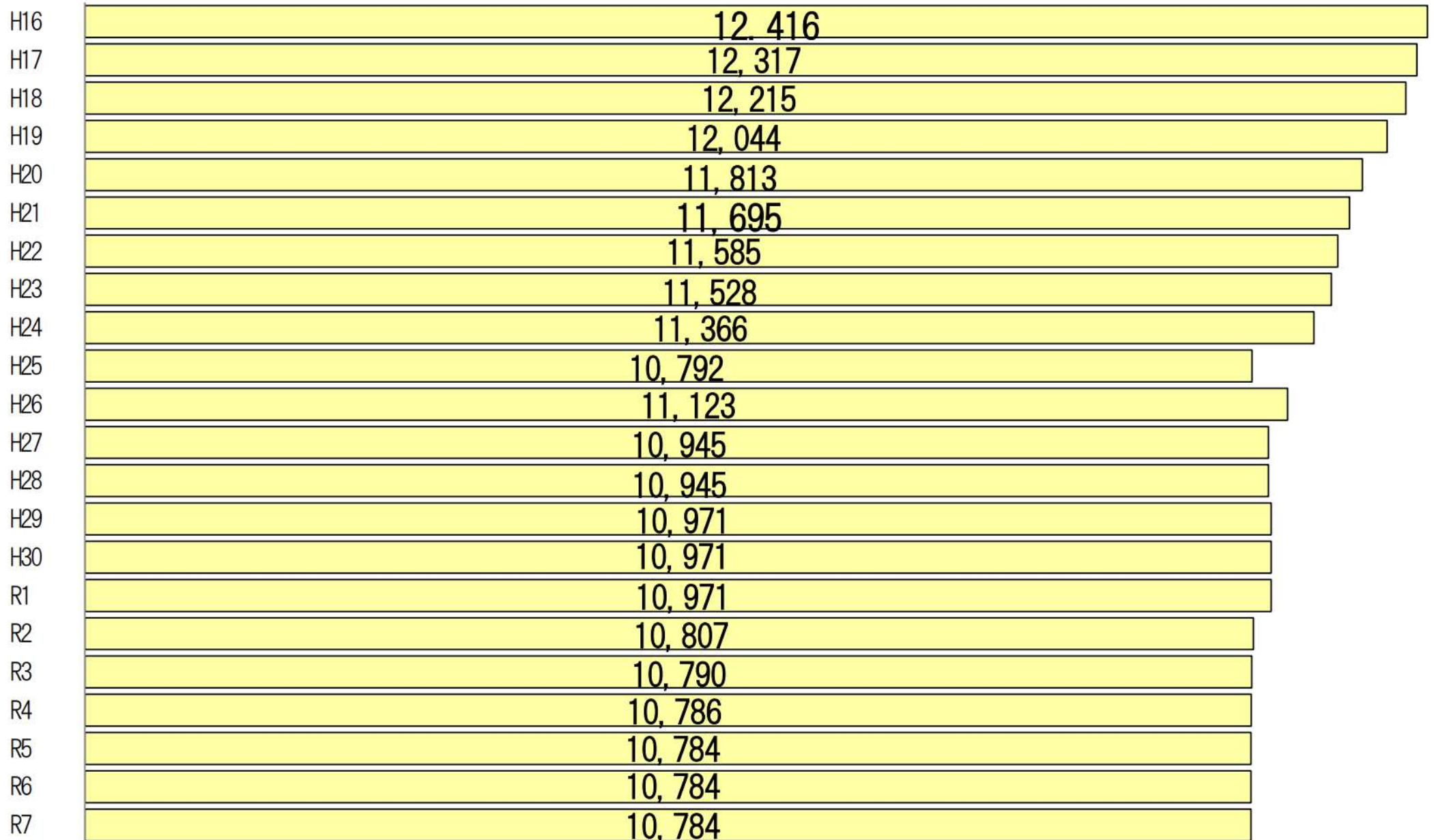
■名古屋市立大学(不育症研究センター)、■北九州市立大学(環境技術研究所先制医療工学研究センター、計測・分析センター)、■慶應義塾大学(パネルデータ設計・解析センター)、■藤田医科大学(医科学研究センター)

<新規申請 3拠点>

6. 学術研究組織の改革及び 共同利用・共同研究拠点に対する 支援の状況について

国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)



(注) グラフは当初予算額の推移。

平成25年度、平成26年度予算額には、国家公務員の給与減額措置の影響による増減がある。

平成29年度・平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。

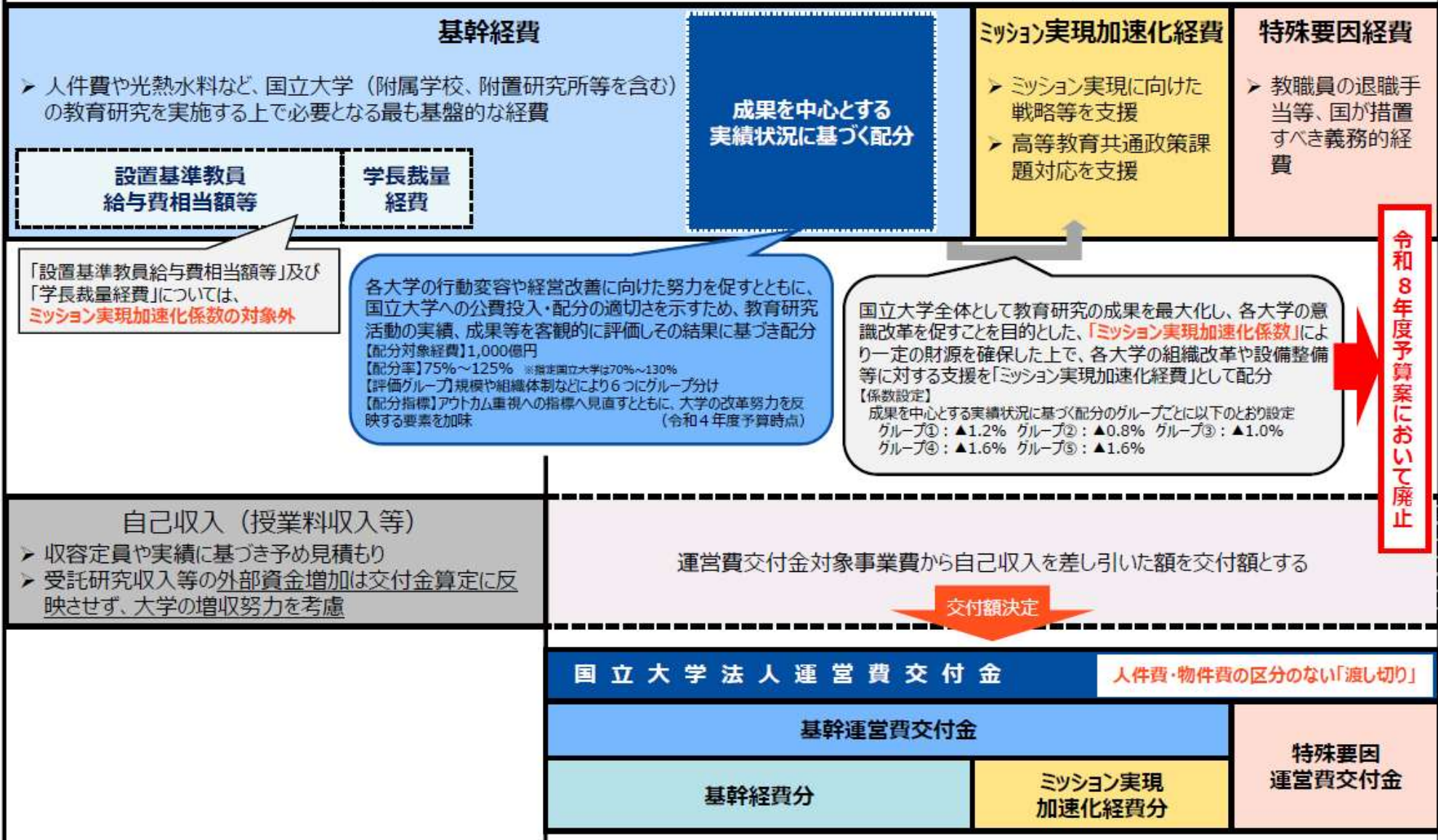
令和2年度予算から、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分を内閣府に計上。

(参考) 令和6年度補正予算 [国立大学等における教育研究基盤の強化等] : 180億円

※このほか、災害復旧等：40億円、GIGAスクール構想の推進：26億円を計上

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の概要

運営費交付金対象事業費（教育研究の確実な実施に必要な支出額）



令和7年度補正予算額	486億円
国立大学法人運営費交付金	421億円 ※設備災害復旧費(1億円)を含む
国立大学法人設備整備費補助金	66億円

- ▶ 国立大学法人運営費交付金は、各大学の**安定的・継続的な教育研究活動を支える基盤的経費**
- ▶ 令和8年度当初予算(案)において、**過去最大※の増額(対前年度比188億円増)**となる**1兆971億円を計上**
- ▶ 物価上昇等が継続する中においても、国立大学における**基礎研究の充実、文理融合、学長による経営改革及び自己収入確保策の強化**を図る取組を支援

※平成26年度当初予算における東日本大震災による国家公務員の給与減額支給措置の終了に伴う増額を除去、過去最大

安定的・継続的な教育研究活動の支援

物価・人件費の上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持

- ▶ 物価・人件費の上昇等が継続する中でも、各大学が**優秀な人材の確保や教育研究活動を実施するために必要な基幹経費を支援**
- ▶ 「ミッション実現加速化係数」(毎年度自動的に係数をかけて各大学が財源拠出し、教育研究組織整備等に充当する仕組み(約100億円))を廃止

教育研究設備等の整備

- ▶ DX化を通じた業務効率化に資する設備や、老朽化が深刻な**教育研究基盤設備の整備等を支援**

【国立大学法人等の全体としてのミッション】

- ① 不確実な社会を切り開く**世界最高水準の研究の展開とイノベーションの牽引**
- ② 変化する社会ニーズに応じた**高度専門人材の育成**
- ③ **地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興**

※国立大学法人等改革基本方針(令和7年11月4日 文部科学省)より抜粋



ミッション実現に向けた改革等の推進

基礎研究の充実などの国立大学の機能強化

- ▶ 貴重な知的資産を創造し、イノベーションの源泉となる**基礎研究の充実**
- ▶ 社会経済課題の多様化・複雑化に対応するための**文理融合**の取組の推進
- ▶ 共同研究の推進など**自己収入確保策の強化**等の各大学の**機能強化に向けた取組を支援**

学長による経営改革の促進

- ▶ 学長のリーダーシップにより、各大学のミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、**先導的な経営改革や自己収入確保策の強化等に取り組む大学を支援**

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進、共同利用・共同研究拠点の強化

- ▶ 人類未踏の研究課題に挑み、**世界の学術研究を先導する大規模プロジェクト**や、文部科学大臣が認定した**共同利用・共同研究拠点の活動等を支援**

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- ▶ 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すため、**教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価**し、その結果に基づく配分を実施(前年度から変更なし)

〔配分対象経費：1,000億円
配分率：75%~125%(指定国立大学法人は70%~130%)〕

「共同利用・共同研究拠点」制度について

- 個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関を中心に推進。
- 我が国全体の学術研究の更なる発展のためには、個々の大学の研究推進とともに、国公私立を問わず、**大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制を整備**することが重要
- このため、**国公私立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設**（平成20年7月）

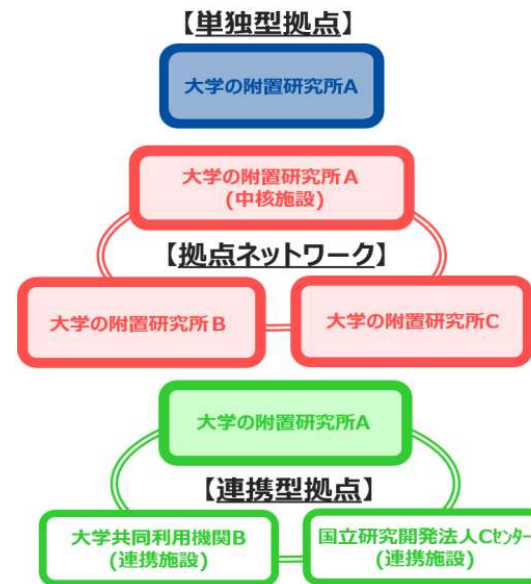


我が国の学術研究の基盤強化と新たな展開

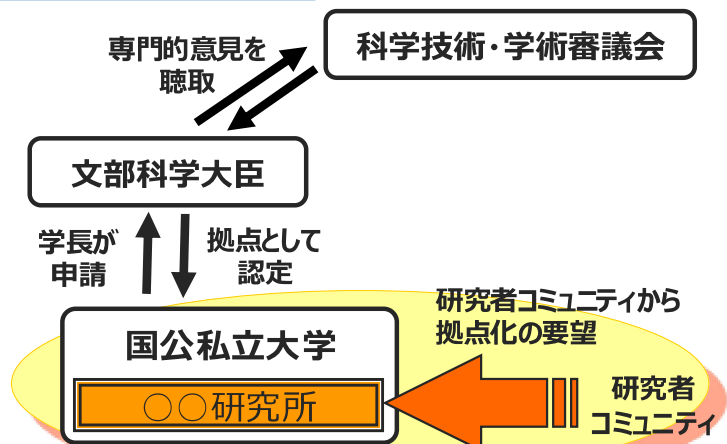
制度の特徴

3つの類型の拠点を認定

- ① 単独型拠点**
 - ② 拠点ネットワーク**
複数拠点の研究ネットワークにより構成
 - ③ 連携型拠点**
大学以外の研究施設（大学共同利用機関や国立研究開発法人の研究施設等）が「連携施設」として参画
- 国際的な拠点を別途、「国際共同利用・共同研究拠点」として認定（平成30年度～）



制度の仕組み



- 第4期中期目標期間（令和4年度～）においては、**78拠点を認定**（共同利用・共同研究拠点72拠点、国際共同利用・共同研究拠点6拠点）
- 認定後、科学技術・学術審議会において**中間評価、期末評価を実施**

令和8年度予算（案）の概要

共同利用・共同研究支援分（認定経費）

- 個々の大学の枠を越えた大学全体の研究力強化を一層加速するため、第4期中期目標期間においても、**拠点の基盤的な共同利用・共同研究活動経費を引き続き支援**
- 学術や社会の動向に応じた拠点活動の更なる活性化のため、**拠点のネットワーク化の促進、共同研究サポート経費の充実、期末評価結果の予算への反映等に係る支援を引き続き実施**

共同利用・共同研究支援分（課題等対応分）

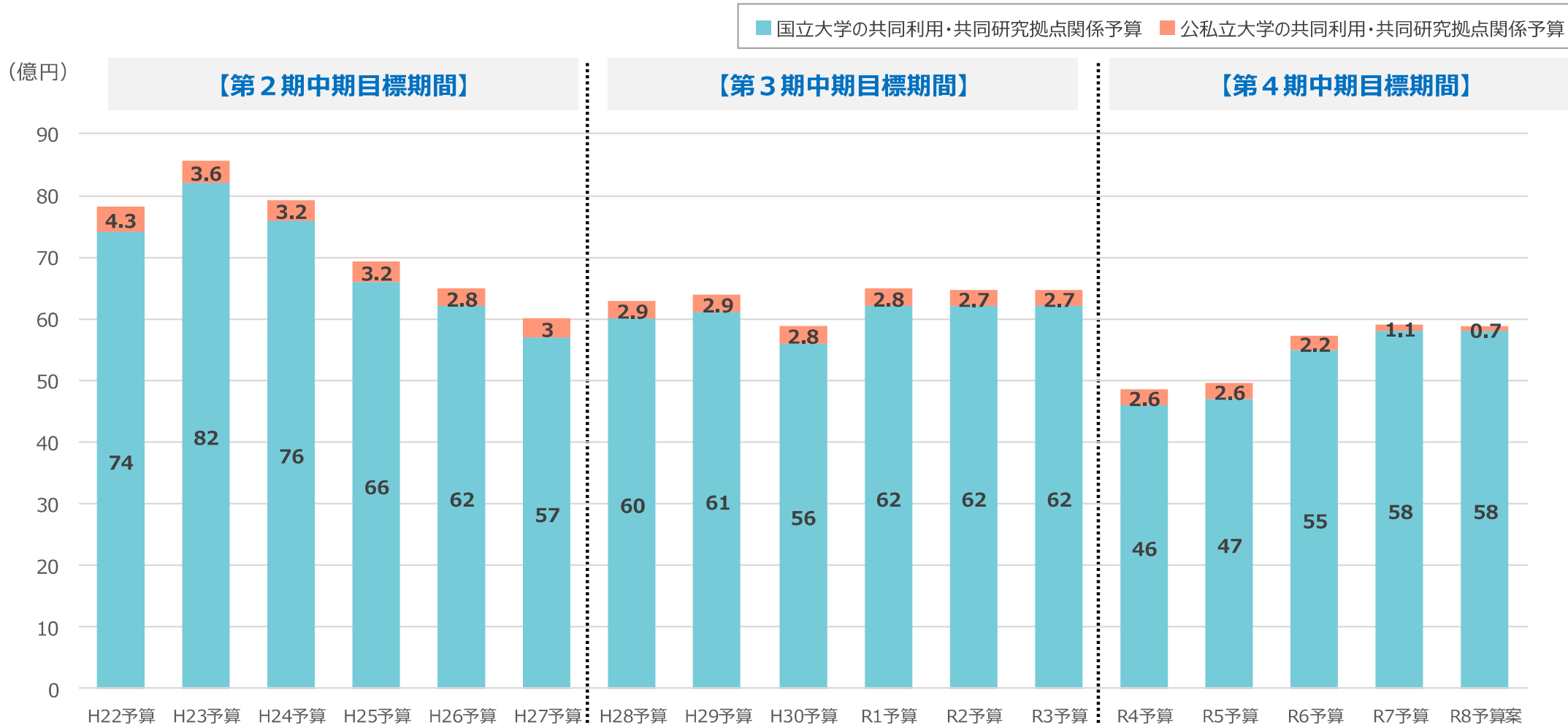
- 共同利用・共同研究機能を有する研究組織が担う、**中長期的な国際協力や国の政策的な方針等の課題に対応する学術的な取組**について、個別の課題等に応じて必要な経費を計上。

共同利用・共同研究拠点関係予算額の推移

共同利用・共同研究拠点関係予算は、国立、公私立ともに減少傾向にある一方、各拠点においては、共同利用・共同研究に係る活動に伴い、予算額以上の経費がかかっている現状がある。

<参考> 拠点の認定を受けている国立大学における研究施設の共同利用・共同研究拠点としての活動に係る経費(※)は、令和6年度合計で約146億円。

(※)・・・拠点の認定を受けている国立大学における研究施設の共同利用・共同研究拠点としての活動に係る経費は、「令和6年度実施状況報告書」【研究施設の決算額】のうち、【運営委員会経費】、【共同研究費】、【共同研究旅費】を集計した額であり、人件費等は含まない。

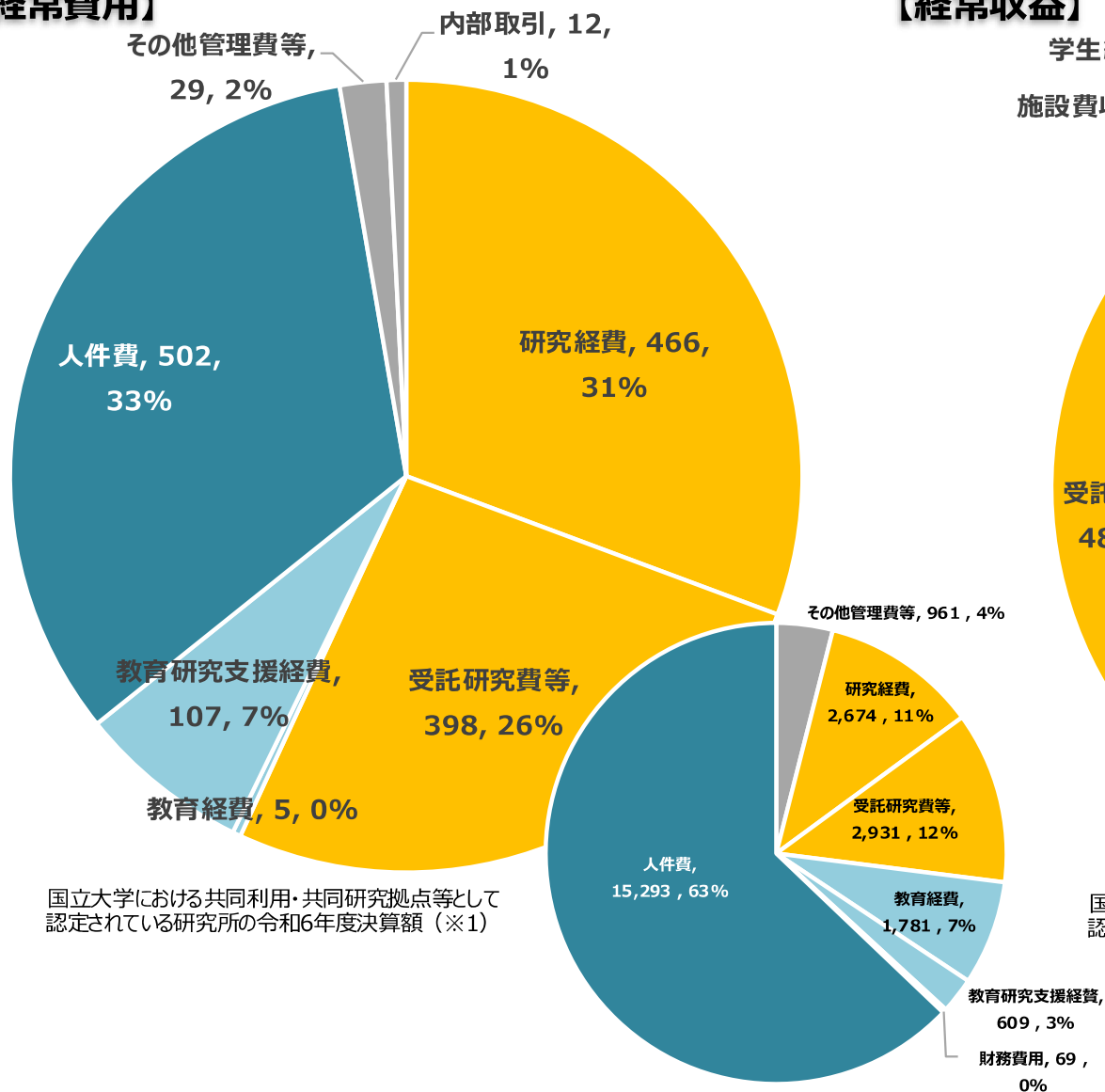


拠点数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国立	70	74	74	77	77	77	77	77	77	79	79	79	78	78	78	78	78
公私立	9	9	9	13	18	22	26	28	30	29	28	28	29	30	29	27	26

共同利用・共同研究拠点等として認定されている研究所等の決算額について

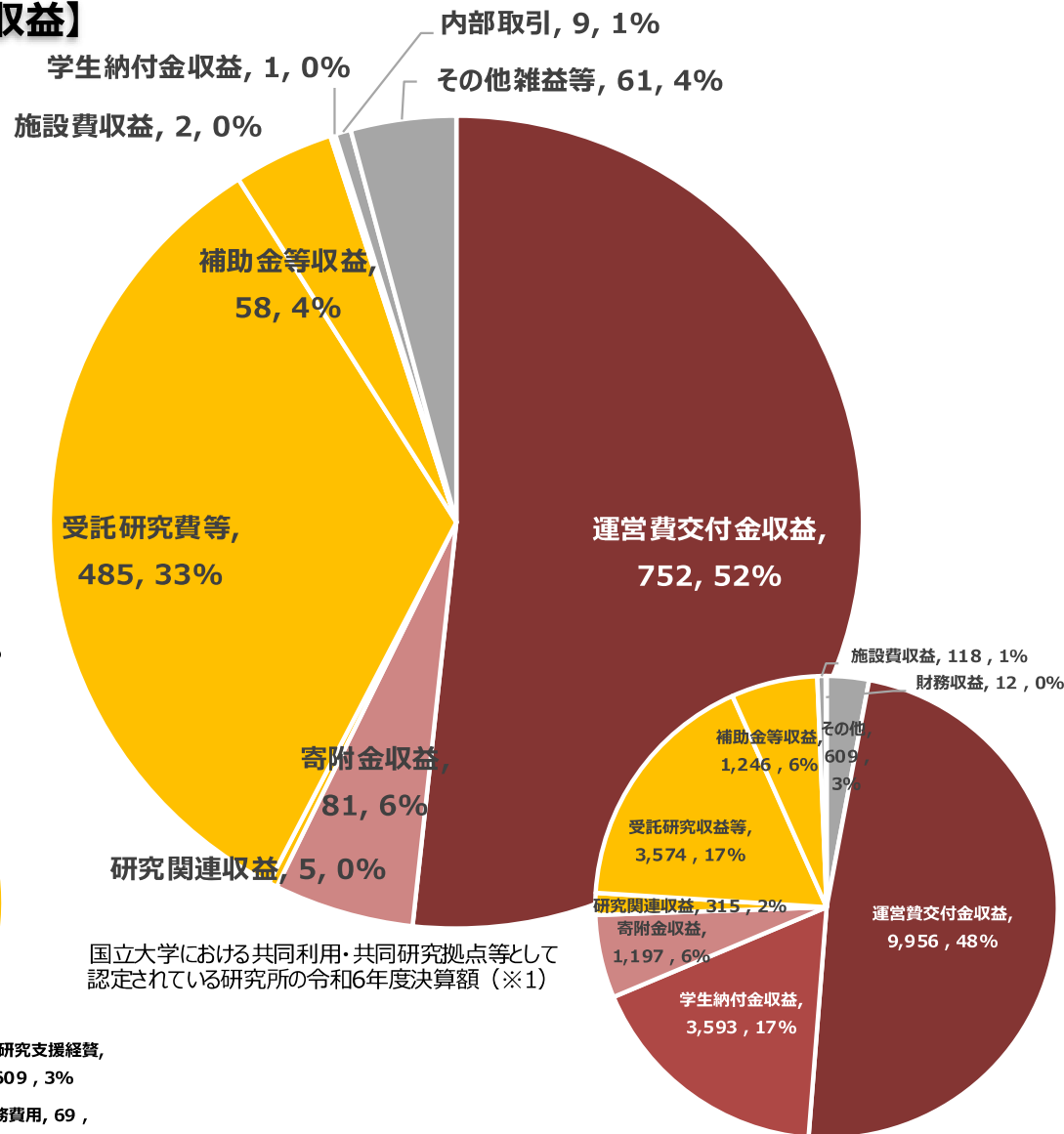
- 経常費用については、人件費(33%)に次いで、研究関連(研究経費・受託研究費等)が合計で約57%を占めており、費用の過半が研究活動関連に配分されている。
- 経常収益については、研究関連(受託研究費等・補助金等収益・研究関連収益)が約37%を占め、運営費交付金収益に次いで主要な構成要素となっている。
- 経常費用、経常収益ともに、82国立大学法人全体の決算額と比べ、研究関連の比重が高いと言える。

【経常費用】



(参考) 82国立大学法人 令和5年度決算額(※2)

【経常収益】



(参考) 82国立大学法人 令和5年度決算額(※2)

※1 (出典) 各大学の令和6年度財務諸表のうち当該研究所の各目明細書より集計。

※2 (出典) 文部科学省HP「国立大学法人等の令和5事業年度決算について」別紙資料集より。ただし、附属病院に係る額(経常費用においては診療経費、経常収益においては附属病院収益)は除いている。



共同利用・共同研究システム形成事業

令和8年度予算額（案）	8億円
（前年度予算額）	7億円
令和7年度補正予算額	52億円

背景

- 我が国全体の研究力を底上げするには、大規模な研究大学の支援にとどまらず、**全国の国公私立大学等に広く点在する研究者のポテンシャルを引き出す**必要がある。他方で、各大学単位の成長や競争が重視される中、大学の枠にとどまらない研究組織の連携が進みにくい状況がある。
- 我が国では、**個々の大学の枠を超えて大型・最先端の研究設備や大量・希少な学術資料・データ等を全国の研究者が共同利用・共同研究する仕組みが整備**され、学術研究の発展に大きく貢献してきている。

目的

- 各研究分野単位で形成された共同利用・共同研究体制について、**分野の枠を超えた連携による、新しい学際研究領域のネットワーク形成・開拓促進に加え、中規模研究設備の整備による共同利用・共同研究体制の強化・充実や、先端研究設備の集積・自動/自律化・遠隔化による新たな共同利用サービスの実現**によって、我が国における研究の厚みを大きくするとともに、全国的な次世代の人材育成や意欲・能力ある研究者を支援する。【令和5年度より事業開始】

事業概要



組織・分野を超えた新しい学際研究ネットワークの形成 学際領域展開ハブ形成プログラム 5.5億円（前年度：5.5億円）

大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等がハブとなって行う、**異分野の研究を行う大学の研究所や研究機関と連携した学際共同研究、組織・分野を超えた研究ネットワークの構築・強化・拡大**を推進。

- 【支援内容】学際的共同研究費、共同研究マネジメント経費等
- 【支援額】5千万円基準
- 【支援期間】最長10年間（中間年度にステージゲートを設定）



共同利用・共同研究機能の中核を担う新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備の整備 大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム 【令和7年度補正予算額 10億円】

大学の枠を超えて、**学外へ開かれた利用を前提とした新規技術・設備開発要素が含まれる最先端の中規模研究設備の整備**により、**共同利用・共同研究体制の強化・充実**を推進。

- 【支援内容】設備の整備に係る経費
- 【支援額】10億円（1件あたり上限5億円）
- 【支援件数】2件程度



公私立大学の共同利用・共同研究拠点の機能強化 特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム 0.7億円（前年度：1.1億円）

文部科学大臣の認定を受けた**公私立大学の共同利用・共同研究拠点を対象に、拠点機能の更なる強化**を図る取組等を支援。

- 【支援内容】運営委員会経費、共同研究旅費、シンポジウム開催経費等
- 【支援額・支援期間】以下の2種類の支援メニューを設定
 - ・機能強化支援(1拠点あたり上限3千万円・3年間支援)
 - ・スタートアップ支援(1拠点あたり上限4千万円・3年間支援)
- 【R8採択件数】機能強化支援1件（継続2件）



大規模なオートメーション/クラウドラボの形成による新たな共同利用サービスの実現 大規模集積研究システム形成先導プログラム 1.6億円【令和7年度補正予算額 42億円】

先端研究設備の大規模集積・自動/自律化・遠隔化と一体的な研究支援により、意欲・能力ある研究者が時間・空間を超えて、組織や分野を問わず共創するAI時代にふさわしい新たな研究システムを形成。

- 【支援内容】大規模集積研究システムの整備及び運用に係る経費
- 【支援額】1.6億円（令和7年度補正予算額 42億円）
- 【支援期間】4年間
- 【支援件数】1件

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～
(令和7年6月13日閣議決定)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の負金・所得の増加
(4) 先端科学技術の推進
(略) 先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を推進する仕組みを構築する。研究データの活用を支える情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)

V. 科学技術・イノベーション力の強化
3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現
① 大学ファンドによる支援と地域中核・特色ある研究大学への支援
(略) 研究大学や大学共同利用機関法人（個々の大学では整備できない大規模施設・設備等を全国の研究者に提供する機関）等における先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化を進めるとともに、技術専門人材の育成・情報基盤の強化やAI for Scienceを通じ、科学研究を革新する。

統合イノベーション戦略2025
(令和7年6月6日閣議決定)

2. 第6期基本計画の総仕上げとしての取組の加速
(2) 知の基盤（研究力）と人材育成の強化
(地域中核・特色ある研究大学振興)
(略) 「学際領域展開ハブ形成プログラム」による組織・分野を超えた研究ネットワークの形成を進める。
② 研究施設・設備の強化、オープンサイエンスの推進
(研究DXを支えるインフラ整備や研究施設・設備の共有化の推進)
(略) 中規模研究設備については、組織の枠を超えた効率的・効果的な活用を目指す設備に対して重点的な支援方針を推進する。

3. 第7期基本計画に向けた議論も踏まえた取組の推進
(2) 研究力の強化、人材の育成・確保
① 大学等の運営・研究基盤の強化
(略) さらに、共用の場を活かした先端計測・分析機器等の開発や、大学共同利用機関における先端研究設備の大規模集積・自動化・自律化・遠隔化と伴走支援の一体的な提供により、研究環境の高度化・高効率化を進める。

国立大学法人等の機能強化に向けた検討スケジュール（イメージ）

- ✓ 第5期中期目標期間に向けて、国立大学法人等の機能強化に向けた検討会において「改革の方針」を取りまとめ（令和7年8月29日）。
- ✓ 当方針を踏まえ、文部科学省においては、「改革基本方針」を提示（令和7年11月4日）。
- ✓ 期またぎのタイミングで設置している交付金在り方検討会及び評価委員会WG（組織業務の見直し）において制度の詳細を検討。

